

議第 2 4 号

呉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市印鑑条例の一部を改正する条例

呉市印鑑条例（昭和 6 2 年呉市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録事項)</p> <p>第 7 条 印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p><u>(5) 男女の別</u></p> <p><u>(6) ・ (7)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付申請等の特例)</p> <p>第 1 6 条の 2 第 1 4 条の規定にかかわらず、登録者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。次項において同じ。）を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第 7 条 印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p><u>(5) ・ (6)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付申請等の特例)</p> <p>第 1 6 条の 2 第 1 4 条の規定にかかわらず、登録者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）<u>又は同法第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備（同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。次項において同じ。）を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。</p>

## 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第16条の2の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日から施行する。

## （提案理由）

印鑑登録原票への登録事項から男女の別を削除するとともに、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。